

6. 小谷兄弟を紹介した農商務省海外実業練習生・椎原廣男報告

最近、農商務省海外実業練習生であった人物を調べていた際に、その人物が農商務省へ報告書を提出していることを知った。その経緯のなかでアメリカ合衆国に実業練習生として出向いた椎原廣男という人物が、渡米鮑漁師である小谷兄弟のことを報告書にして提出していることがわかった。これまで渡米後における小谷兄弟を記述した公文書を見たことがなかった。この1908(明治41)年7月に報告された文書は、渡米した小谷源之助・仲治郎ら房総鮑漁師たちの歴史をさぐるうえで大変貴重な資料といえる。「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」という文書の内容を検討していくためには、しばらく時間が必要であり、この冊子では文書の簡単な概要を紹介する程度である。

椎原廣男とその報告書を取り上げる前に、「農商務省海外実業練習生」を紹介する。1896(明治29)年、政府は日清戦争後の貿易振興を図るため海外への人材派遣制度をつくった。とくに輸出商品を増やすことが目的であったので農商務省商工局が担当し、1928(昭和3)年まで30年間続けた。この制度では農商務省から海外実業練習生として認められると、指定された年数補助費が支給され、その期間中には実業に関わって調査研究を報告する義務があった。実業練習生が提出した報告書は、農商務省商工局から『農商務省商工局臨時報告』や『農商務省商工局彙報』として出版されている。

椎原廣男は鹿児島県出身で1904(明治37)年7月、水産講習所第7回卒業生22名のなかの養殖科卒業2名の一人である。卒業は日露戦争中の騒然とした時期であり、卒業後は『職員録』明治38年(乙)を見ると、高知県水産試験場技手として就職し、翌年も『職員録』に記載されている。1907(明治40)年8月15日発行の『官報』には徴兵を受け歩兵二等卒と登録されている。そして、その年4月には農商務省海外実業練習生に応募し選抜され、練習地はアメリカ合衆国のサンフランシスコとなり、練習科目は「海藻ノ利用法及販路」であった。補助費支給は1907(明治40)年4月から1912(明治45)年4月までとなっていた。

在米した翌年の1908(明治41)年7月に農商務省商工局に報告したものが、『農商務省商工局彙報』(明治41年)のなかの報告書「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」であり、椎原が書いた最初の報告書となった。なお、椎原は1907(明治40)年4月に農商務省海外実業練習生として渡米してから1944(昭和19)年、戦時中の「第二次国民交換」の交換員の一人として選ばれ日本に帰国しているので、実に37年間在米生活をしてきた人物であるとわかった。また、『大日本水産会報』や農商務省関係の報告書などには、椎原がアメリカから送った多数の調査報告や論文などがあり、当時のアメリカの水産情報の記事として重要であり、アメリカにおいて日本向けの水産ジャーナリストの役割を果たしていた人物であった。

椎原の報告書「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」が書かれたのは、仲治郎が1906(明治39)年に帰国した後なので、モンレーやポイントロボスに出向いておもに源之助から聞き取り調査などをしたものである。椎原が渡米して活動を始めた1907(明治40)年という年は、前年のサンフランシスコ大地震の爪痕が残っているとはいえ、震災復興の波が大きく働いていた時期であった。椎原はモンレーやポイントロボスを訪れ、小谷兄弟らの渡米鮑漁師の採鮑業を報告することにしたのは、それなりの理由があったからだと思う。水産講習所の養殖科で学んでいた椎原は、実業練習生としての科目を「海藻ノ利用法及販路」とし、講習所では岡村金太郎から海藻関係の指導を受け、鮑の餌である海藻についても日本やアメリカなどの植生を調査研究していたと思われる。

『源流』の「8. 水産伝習所で学ぶ仲治郎～明治 23-24 年」の項では、岡村と仲治郎の関係を「海藻学の第一人者となる岡村の研究過程において、仲治郎はじめ清三郎など潜水器械船を持つ金澤屋の全面的な調査協力があって研究の成果をあげていった。1901（明治 34）年に水産講習所館山実習場が開設されると、岡村の調査研究はさらに進み世界的な評価を得ていく。海藻は鮑の餌でもあり、仲治郎は、岡村の海藻調査研究に触れたことは、渡米後の潜水器採鮑の調査に活かされていったと推察される」と書いたが、もし椎原が岡本に「海藻ノ利用法及販路」をテーマに実業練習生として渡米するとの話をした時は、多分源之助や仲治郎のことを話すに違いない。椎原がモンレーやポイントロボスにおける小谷兄弟らの採鮑業を取り上げた調査が、実業練習生としての最初の報告書となった。渡米して早い時期に新鮮な目で書かれたた報告は、今後の調査研究に大きな一石となるのではないかと思っている。

椎原の報告書「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」の章立ては、

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------------|
| 第 1. 採鮑業の沿革 | 第 2. 小谷採鮑製造所 | 第 3. 加州沿岸に於ける鮑の分布 |
| 第 4. 採鮑の方法 | 第 5. 製法の一般 | 第 6. 労銀 |
| 第 7. 販路の状況 | 第 8. 製造売上高 | 第 9. 本邦仲買業者の不徳 |
| 第 10. 採鮑業の将来に就て | | |
- 付 鮑に関する北米海関税法

採鮑業に関する取締法（加州漁業及狩猟規則摘要）

第六百二十八条D（罰金並びに刑罰の件）

モンテレー湾に就いての取締法（第四百十六条）

となっている。注目される部分を抜きだして概要を紹介する。

「第 1. 採鮑業の沿革」の全文を平易にして書き出してみた。「カリフォルニア州沿岸モンレー付近において日本人の採鮑業が始まったのは、1897（明治 30）年、野田音三郎が当時、和歌山県の漁夫 4 名とともにこの地に来て、パシフィック・グローブの灯台付近において採鮑を開始したときである。

その後、しばらくして他の漁業に変わり、間もなく翌 98 年（明治 31）年 2 月、千葉県人小谷源之助氏は弟の小谷仲次郎氏とともに、カーメロのポイントロボスにおいて採鮑業を始めた。以来、小谷氏兄弟はお互いに協力しており、それに小谷仲治郎は大日本水産会の水産伝習所第 3 回卒業生ということである。カーメロのポイントロボスの地は、サンピードロ以北 100 哩沿岸のなかで第一の良い湾であり、しかも交通の便もある。

そして、建築家であり富豪で有名なアーレン氏と共同して採鮑事業を確固たるものにした。従来、素潜り潜水で採鮑をしていたが、1898（明治 31）年 11 月になり初めて器械式潜水具 1 台を使用することになり、翌年にはもう 1 台増やした。昨年潜水機使用しての採鮑禁止条例が公布されるまで継続していたが、今は手銛での採鮑になったもののカリフォルニア州沿岸における採鮑業は、小谷氏兄弟が一手に引き受けているように思える。

そのほかサンピードロ付近においては、これまで井出商会が従事していたが、今のところ消息はわからず、そこではわずかに清国人 3 名が採鮑に従事しているだけである。かつてサンズミオンには和歌山県人 3 名が採鮑していたが、その後見えなくなり、その場所もわからなくなった。ただ、さらに 4 哩以南のホワイト・ポイントには日本人 5, 6 名ほどが採鮑に従事していたが、昨年の潜水機使用での採鮑禁止条例が公布されるまで従事して、その後は消息不明である。

以上はサンフランシス以南のカリフォルニア州沿岸における日本人採鮑業者の状況であるが、サ

ンフランシスより北方の状況はまったく不明といってもいい。ただ、特徴的なことを1, 2点上げると、鮑の生息をみると極めて多量に存在するが、北方に移動するごとに鮑の質は悪くなっていくという。カルフォルニア州沿岸における日本人採鮑業者は、前述のアーレン氏と小谷氏兄弟との共同経営となった「ポイントローボス・キャンニング・カムパニー」のみと言っても過言ではない」と報告している。

まず、小谷兄弟が1998年(明治31)年2月、ポイントローボスの地で採鮑を始めたということである。また、1898(明治31)年11月、器械式潜水具1台を使い、翌年には2台にして採鮑していたが、潜水具を使用したの採鮑が禁止となり、手銛での採鮑になったとある。器械式潜水具から手銛での採鮑になったことについて十分な情報をもっていない。なお、椎原はカルフォルニア州沿岸における日本人採鮑業者は、アーレン氏と小谷氏兄弟との共同経営である「ポイントローボス・キャンニング・カムパニー」だけであると高く評価している。

次の「第2.小谷採鮑製造所」では、「…カーメル湾…の東端には、粗末な造りの家屋があり、今報告しようとしている小谷氏の住宅や製造所である。西岸にある1棟は缶詰工場であり、湾内には小谷氏の30馬力のガソリン動力の船と数隻の小船が浮かんでいる。缶詰工場は南北に長く、間口8間奥行3間、これに鍛冶工場と物置があり、工場内には10馬力の直立式蒸気機関が置かれ、さらに各1個の煮沸釜と殺菌釜があつて、そこに蒸気を送る。1個の釜には、1回に約12ケースの1ポンド缶を入れることができる。工場内での後の空間は封缶作業などに用いられる。また、海岸には約3間四方の物揚場があり、木製の起重機を設置し、漁船より直接、鮑を籠に入れたものを引き上げ、その他一般に使用する。

物揚場においては直接、計量、除殻、洗浄、塩漬などの処理を施して、それらの作業が済んだ鮑肉は、二頭立ての馬車によって東方にある工場まで運ぶ。ここには直径1mの煮釜があり、これを使って煮熟した後に乾燥場において乾燥させ、すっかり乾燥させると作業が終わる。製品はある数量になると、馬車にて7哩のモントレーに送り取引先に発送する。現在の取引先はサンフランシスであり、明鮑は白人に、缶詰は日本人の食料品問屋に特約して納品する。…これまで長崎の某海産物仲買業者に輸送していたが、別項で説明するように正常な乾鮑ではなかったもので、その輸送が中止になった…小谷氏兄弟は前述のようにアーレン氏と合同し、Point Lobos Canning Companyの名義をもってアーレン氏を支配人、小谷両氏は単に使用人の名義として、現に北米合衆国水産調査委員の報告書『The Commercial Fisheries of the Pacific States in 1904. Bureau of Fisheries Document No. 612.』には『1名の米人支配人と12名の日本人の使用人とを有す』と記載されている。これはまさに北米合衆国における日本人経営法の最良の手段であり、そうであれば、白人からの様々な妨害を避けることができる…モントレーでの日本人経営法の最良手段は小谷氏の現況にある…」と、椎原が見ても小谷兄弟とアーレンとの共同経営は、素晴らしいパートナーシップのうえに成り立っていた。

なお、北米合衆国水産調査委員の報告書『The Commercial Fisheries of the Pacific States in 1904. Bureau of Fisheries Document No. 612.』のなかを一部紹介する。

「1904年太平洋岸諸州の商業漁業」 漁業局捜査官 W. A. ウィルコックス著

「アワビ …この工場にはアメリカ人の経営者がいて、12人の日本人が働いている。鮑は岬の沖合で採れるが、ここでの赤い殻の種は、黒鮑や白鮑より味がよく、調理すると高値がつくとされている。鮑は、日本人の潜水士によって岩から引き抜かれる。潜水士は、水深6~14fで、4時間ずつ交代で作業する。月給は15ドル、歩合制で、貝殻や真珠があれば、それを磨くこともできる。…最初

に缶詰にされたものは「アワビ」と表示されていたが、あまりに知られていない製品のため、ほとんど需要がなかった。日本向けには、鮑を数個に切り分け、日本から特別に輸入したソースと一緒に缶詰にする。中国向けには、鮑を丸ごと缶に入れ、真水で蓋をし、上記のように調理する。乾燥品は、鮑の身を整え、ボイルし、トレイで乾燥させた後、燻製にし、さらにボイルと乾燥を2回繰り返して、梱包して出荷する。この製品のほとんどは中国と日本に送られる。…」

「第4. 採鮑の方法」には、「採鮑業を始めた時は…採取の方法は皆な裸体潜水の法であり…小谷氏は明治31年11月11日より潜水機1台を使用し、翌年さらに1台を増加して、従来裸体潜水の際は、潜水夫1名であり…潜水機使用では1台8人…潜水機は初めアメリカ製のものを使用していたが品質が悪く…各部のゴム質も良くないので亀裂をおこす…高価である。…これを日本より取り寄せれば値段も半額のうち…品質良好でゴム質も良い…比較的長期間の使用に耐えるので…日本より輸入して…約1ヶ年間使用できる。…1907年3月15日カルフォルニア州・州法漁業取締規則修正の結果、採捕できる鮑の種類や大きさを限定するとともに、同時に潜水機での採鮑を禁じられた。…モンテレー湾内において鮑類その他一切の介類を採捕することを禁止し、発令の日より実行され、現在モンテレー湾を除いて潜水機を使用しないで、手鉈での捕獲方法をおこなっている。

これは肩幅4尺の小艇に2名が乗り込み、水深3～4尋のところでは底部1尺半高さ2尺あまりの木箱を使って、上下はふたをしないで、底だけにガラス板を入れて、水眼鏡のように海底をうかがって、長さ4～5尋の竿の一端にマタ状の鉈を付けて鮑を突いて採捕する方法である」とある。

1898（明治31）年11月11日より使いはじめた器械式潜水具は「アメリカ製」ということであり、翌年さらに1台を増加したのは「日本製」にしたということか、これは初めて聞くことであり、1台目の「アメリカ製」が不調となり「日本製」にしたとすると、『続・源流』の「3. 源之助の三男省三の証言」のなかで、省三が「…父親に、つまり私の祖父に手紙を書き…祖父は海産物を商い、ヘルメット潜水、深海潜水用具類を所有していたので、彼はそれらをこちらに、その装置を全て、深海潜水、空気ポンプ、古いポンプではあったが、それにホースをこちらへ送り…鮑漁を始めた…」と証言をしていることが重要となる。源之助が父清三郎に手紙を書いて器械式潜水の装置類や深海潜水用具類を依頼したという事実があった可能性が高いといえる。

なお、1907（明治40）年3月15日、カルフォルニア州法の漁業取締規則によって、器械式潜水具での採鮑が禁じられ、モンテレー湾以外では手鉈での捕獲方法が認められた。この手鉈での捕獲方法は2名が小艇に乗り込み、水深3～4尋のところに、底だけガラス板を入れた木箱を水眼鏡のようにして海底をうかがい、長さ4～5尋の竿の一端にマタ状の鉈を付けて鮑を突き採鮑方法がおこなわれていった。

「第7. 販路の状況」のことでは、乾鮑の販路を現在サンフランシスコだけにしているが、以前には長崎に輸出するなど、サンフランシスコの貿易商たちは乾鮑取引を要望するものが多い。とくに乾鮑製造所まで来て直接取引をしたり、支払方法を現金にして、明鮑などは貿易商によって清国各地に輸出していた。缶詰は北米貿易株式会社により会社の商標をつけておもに在留日本人に販売している。販売会社 Ch. Tetzen Co. 818 Battery St. S. F.,

Mareuse Seymore. 508 Battery St. S. F.,

北米貿易株式会社 (North American Merchants Company.)

Front St. Cor. Commercial St. S. F.,

そして、「第9. 本邦仲買業者の不徳」という内容は、小谷兄弟らにとって重大な出来事であった。ここに書かれていることは、小谷兄弟がポイントロボスにおいて明鮑製造を始めたが、その販路は

日本において、しかも日本人の仲買商の手によって清国や韓国への販売を希望していたので、横浜・神戸・長崎等において仲買人を探し、とうとうある人物の紹介により、一人の長崎市海産物仲買人と特約し大きな取引となった。1898（明治 31）年 4 月 28 日の第 1 回の乾鮑の出荷をおこない、その後の出荷は 10 回になった。

従来から小谷兄弟が製造する明鮑は、一番と二番との区別をつけて、大型で形が整っている明鮑が一番とし、これに次ぐものは二番とした。日本への出荷はすべて明鮑の一番のみとしていた。取引方法は、正金銀行の荷為替とし、中間の 2 回は送金がなかったが、先方の送金が遅れていても何かの不都合があった程度で、引き続き 10 回の出荷をした。その数量は 1 回の送量 20 箱（1 箱に付、正味平均 230 斤（和斤）価格は毎 100 斤で最上 73 円、最低 52 円、平均 60 円（但し運賃保険料共）以上の数量となったので一旦出荷を中止し、未払高 800 円になり先方に未払いを照会したのである。

ところが、店主は現在旅行中との返事が来るだけなので、取引に関して関係銀行などと何回か交渉を重ねる事態となった。長崎市海産物仲買人店が言うことには、出荷した乾鮑が運搬中に腐敗してしまったので、乾鮑製造に問題があったので腐敗したのであり、代金の支払はしないというのである。これはもともと一時の口実に過ぎず、さらに交渉していったが、どうしても文書の往復だけ日時を要し、法律上の時効もあって訴訟をすることができなかった。

前述の仲買人の不誠実さはこれだけでなく、サンフランシスコの堂本商店（現今の北米貿易株式会社）でも 400 円余の損害をこうむっていた。実に商業家として不誠実で日米貿易の発達を阻害しているので、現在、出荷を止めている。サンフランシスコにおいては、明鮑の一番、二番ともに販売しており、支払いも確実にこなわれているとしている。

長崎市海産物仲買人店により 800 円の損害を受けたのは、「出荷した乾鮑が運搬中に腐敗した」という一時の口実に過ぎないとわかり交渉したものの、どうしても文書の往復だけ日時を要し、法律上の時効もあって訴訟をすることができず、泣き寝入りとなった。なお、「長崎市海産物仲買人」ということだけでは調査ができないが、仲買人として大きな問題をおこしている人物なので、このような問題事例があるか、今後も調査していくつもりである。

採鮑業への規制問題や乾鮑をめぐる様々な問題に小谷兄弟はどう立ち向かっていったか。椎原は「第 10. 採鮑業の将来に就て」のなか次のように述べている。

「北米太平洋沿岸に於ける邦人の経営に属する事業中、その開始以来常に同一なる経路を辿り且つ波瀾の少なきは、恐く小谷氏の採鮑事業の右に出るものなかるべし」と、小谷兄弟が渡米して以来、日米交流を深めながら採鮑事業を進めてきたことを高く評価している。そして、「由来邦人のこの地に経営するもの、多くは他の白人と殆んど没交渉にして、その間互いに融和するもの少きを遺憾とす。故を以って邦人の経営する処はために純然たる日本殖民地の観を呈し、漸く他の嫉妬を招き排斥を叫ばしむ。これ元より事業の膨張に伴う自然の数なりと雖も、決して策の得たるものに非ず。先ず白人を己れが共同者となすか、若しくはこれを使役するか、何れにしてもその事業に就いて白人との交渉これ有る以上、自ら各自利害の関係よりして、彼等の迫害を減ずるを得べし」とし、排日意識が高まっていくなかで、どのような人間関係をつくっていくか、小谷兄弟の姿に重ねながら、青年椎原が自らに言い聞かせている。

椎原の報告書「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」は、当時の書式であって、旧漢字やカタカナ文体、句読点、地名表記などでとてもわかりづらい。そこで内容は変えないで、現代の書式も入れて読み易くし、全文を紹介する。